

議案第 42 号

伊賀市都市公園条例の一部改正について

伊賀市都市公園条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市都市公園条例の一部を改正する条例

伊賀市都市公園条例（平成 16 年伊賀市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 に次の 2 項を加える。

- 5 令第 8 条第 1 項に規定する一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 50 を超えてはならない。
- 6 前 5 項の規定にかかわらず、上野運動公園に限り、運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 60 を限度として前 5 項の規定による敷地面積を超えることができる。

第 24 条中「法第 5 条の 3」を「法第 5 条の 11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。